

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	四四
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件	四四
○道路の区域を変更する件二件	四四
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	四五
公 告	
○落札者を決定した件	四四
○福島県教育委員会	
○福島県立高等学校学則の一部を改正する規則	四四
○福島県人事委員会	
○選考により採用する職員の職を定める件の一部を改正する件	四四
正 誤	
○令和五年三月二十八日付け定例第三百七十二号中	四四

告 示

福島県告示第五百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月十五日から同年十月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月十五日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 福島県知事 内 堀 雅 雄

（仮称）くすりのマルト健康の森好間店 福島県いわき市好間町中好間字上川原五十一番一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 1 交通に係る事項

店舗周辺は工業団地、商業施設、小学校、高等学校が近接しており、また、小学校及び中学校の通学区域にもなっていることから人や車両の通行量が多いため、一般出入口及び荷捌き専用出入口付近において、車が歩行者や自転車の通行を妨げないよう、通勤通学時などの混雑する時間帯において警備員を配置するなど、交通事故防止対策を検討すること。

2 廃棄物の発生に係る事項

（一）店舗運営で発生する廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物を区別し、適正に処理するとともに、可能な限り減量化及びリサイクルに努めること。
 （二）市内の事業所等において、従業員や顧客の飲食や嗜好により排出されたかん類、ペットボトル、びん類及び容器包装プラスチックについては産業廃棄物として取り扱うこととなっていることから、適正に処理すること。

3 その他

建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等を仰ぎ、誠意を持って対応すること。
 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年九月十五日から同年十月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年九月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ツルハドラッグ猪苗代梨木店 福島県耶麻郡猪苗代町梨木西十一番地ほか
 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五

年九月十五日から同年十月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ南会津田島店 福島県南会津郡南会津町田島字田島柳二十九番地一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野富岡線	双葉郡川内村大字上川内字緑七番一地从先から同 郡同 村大字下川内字宮ノ下五九番三地先まで	変更前 A 六・一 三〇・一 変更後 A 六・一 三〇・一 B 一・八 四六・〇	一、三七八・一	一、三七八・一 一、四四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道三九九号	双葉郡川内村大字下川内字宮ノ下五九番三地从先から同 郡同 村大字上川内字高山五〇七番地先まで	変更前 A 六・一 三〇・一 変更後 A 六・一 三〇・一 B 一・八 四六・〇	一、三七八・一	一、三七八・一 一、四四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
令和五年九月十五日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
片倉	双葉郡富岡町大字上手岡字西ノ上	土石流	次の図のとおり
滝ノ沢	同 郡同 町大字上郡山字滝野	土石流	
手倉沢1	同 郡葛尾村大字落合字手倉	土石流	
手倉沢13	同 郡同 村大字落合字手倉	土石流	
手倉沢14	同 郡同 村大字落合字手倉	土石流	

一 土砂災害警戒区域

区 域 名	二 土砂災害特別警戒区域																	
	本町西	菅の又沢1	夏湯沢2	夏湯沢1	大笹沢7	大笹沢6	大笹沢5	大笹沢4	大笹沢3	大笹沢2	大笹沢1	井戸沢	大放沢5	大放沢4	大放沢3	大放沢2	大放沢1	
区	双葉郡富岡町大字本岡字本町西	同 郡同 村大字落合字菅ノ又	同 郡同 村大字落合字夏湯	同 郡同 村大字落合字夏湯	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大放	同 郡同 村大字落合字大放	同 郡同 村大字落合字大放	同 郡同 村大字落合字大放	同 郡同 村大字落合字大放	同 郡同 村大字落合字大放	
域																		
原因となる自然	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
建築物に作用す	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用す																	

夏湯沢1	大笹沢7	大笹沢6	大笹沢5	大笹沢4	大笹沢3	大笹沢2	大笹沢1	大放沢5	大放沢4	大放沢3	大放沢2	手倉沢14	手倉沢13	手倉沢1	滝ノ沢	片倉	
同 郡同 村大字落合字夏湯	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大笹	同 郡同 村大字落合字大放	同 郡同 村大字落合字大放	同 郡同 村大字落合字大放	同 郡同 村大字落合字大放	同 郡同 村大字落合字手倉	同 郡同 村大字落合字手倉	同 郡葛尾村大字落合字手倉	同 郡同 町大字上郡山字滝野	上 双葉郡富岡町大字上手岡字西ノ	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	現象の種類
																次の図のとおり	衝撃 ると想定される

公 告

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

本町西	菅の又沢1	同 郡同 村大字落合字菅ノ又	土石流
双葉郡富岡町大字本岡字本町西			
急傾斜地の崩壊			

(砂 防 課)

公告第181号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年9月15日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
除雪ドーザ3（18t級） 2台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年7月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額
69,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年5月30日

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十一号

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「次に掲げる高等学校」を「福島県立浪江高等学校」に改め、同項各号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（高校教育課）

福島県人事委員会

福島県人事委員会告示第二号

選考により採用する職員の職を定める件（昭和五十七年福島県人事委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年九月十五日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

（採用給与課）

正誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和五年三月二十八日付け定例第三百七十二号中

一六六	上	後ろか	一駆	一駆
-----	---	-----	----	----